

財団法人 日中医学協会

寄 附 行 為



# 財団法人日中医学協会寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人日中医学協会（以下協会という）と称する。

### (事 務 所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 協会は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

### (目 的)

第3条 協会は、日本と中国の保健医療に係る学術的共同研究の助成その他研究の交流を行うことを通じて、相互の理解を深めるとともに、医学、歯学、薬学その他医療関連諸領域の学術と技術の提携と協力を推進し、もって日中両国の保健医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日中両国の保健医療に関する学術的共同研究の実施及び助成
- (2) 日中両国の保健医療に係る研究の交流のための保健医療関係者の派遣及び招請並びにこれら事業の援助
- (3) 日中両国の保健医療に係る研究の交流のための保健医療関係研修生の派遣及び受入れ並びにこれら事業の援助
- (4) 日中両国の医学その他保健医療に関連する学術及び技術に関連する情報の交換及び提供
- (5) 中国に対して行われる医療協力の事業の受託及び援助
- (6) その他目的達成のため必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### **(財産の種別)**

第6条 協会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### **(財産の管理)**

第7条 協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等確実な方法で保管しなければならない。

#### **(基本財産の処分の制限)**

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

#### **(経費の支弁)**

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

#### **(事業計画及び予算)**

第10条 協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### **(暫定予算)**

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### **(事業報告及び決算)**

第12条 協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において、

理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

#### (長期借入金)

第13条 協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

#### (義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、協会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

#### (会計年度)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役員

#### (種類及び定数)

第16条 本協会に、次の役員を置く。

理事 30名以上40名以内

監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を理事長、10名以内を常任理事とする。

#### (選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、副会長、理事長及び常任理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## (職 務)

第18条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時、又は会長が欠けた時、あらかじめ定めた者がその職務を代行する。
- 3 理事長は、協会を代表し、会長の意を受けて協会の業務を掌理する。
- 4 常任理事は、理事会の議決に基づき、協会の常務を分担処理し、理事長が事故ある時、又は理事長が欠けた時、あらかじめ定めた者がその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、協会の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

## (任 期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

## (報 酬 等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## (顧 問)

第22条 協会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会の運営に関し、諮問に応じ助言する。

## (参 与)

第23条 協会に参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 参与は、協会の事業の専門的事項について、諮問に応じ助言する。

## 第4章 理 事 会

### (構 成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権 能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

### (種類及び開催)

第26条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書類をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から招集の請求があったとき

### (招 集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定 足 数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

### (議 決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

#### (議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名捺印をしなければならない。

#### (運営委員会)

第33条 理事会は専門分野の運営に関し、運営委員会を置くことができる。

## 第5章 評議員及び評議員会

#### (評議員)

第34条 協会に、評議員90名以上120名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

#### (評議員会)

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 3 理事長は、第8条、第10条及び第12条から第14条に係る事項に関し、評議員会に報告しなければならない。
- 4 評議員会は、理事長が招集し、その議長に当る。
- 5 評議員会には、第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

## 第6章 会 員

### (会 員)

第36条 協会に次の会員を置く。

- (1) 維持会員 協会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入して協会の事業の円滑な遂行に協力する個人、団体（企業）で理事会の承認を受けたもの
- (2) 特別会員 協会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入して協会の事業に特別の援助をしようとするもので、理事会の承認を受けたもの

2 前項に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解 散)

第38条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の認可を得て解散することができる。

### (残余財産の処分)

第39条 協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の許可を得て、協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 事 務 局

### (設 置 等)

第40条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関しては、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (備え付け書類及び帳簿)

第41条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 補 則

### (委 任)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (付 則)

- 1 この寄附行為は、協会の設立許可があった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 協会の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。

この寄附行為は、昭和62年6月8日から一部改正施行する。

この寄附行為は、平成21年3月13日から一部改正施行する。

